

日本遺産ストーリーロゴ・ポスター選定委員会設置要綱

(趣旨・設置)

第1条 この要綱は、本市の日本遺産ストーリーロゴマーク（以下「ストーリーロゴ」という。）及び日本遺産周知啓発ポスター（以下「ポスター」という。）の作成にあたり、本市の日本遺産ストーリーにふさわしく、観光客の周遊促進効果の高いデザインを選定するため、日本遺産ストーリーロゴ・ポスター選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ストーリーロゴの選定及び制作委託業者選定についての事項
- (2) ポスターの選定及び制作委託業者選定についての事項

(組織)

第3条 委員会は、日本遺産いざ鎌倉協議会を構成する4団体の長、日本遺産「いざ、鎌倉」地域プロデューサーにより構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を1人置く。

- 2 委員長は、この委員会の所掌事務を所管する団体の長がこれを務め、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長がこれを指名するものとし、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、ストーリーロゴ、ポスターのデザイン及び委託事業者が決定されるまでの間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、この委員会の所掌事務を所管する課等において処理

する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が定める。

付則

この要綱は令和8年1月7日から施行する。